

大ト協第161号
令和3年8月2日

各 位

一般社団法人大阪府トラック協会
会長 中川 才助

令和3年度「脳健診助成事業」の実施について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会運営に格別のご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、近年、健康起因事故原因の上位である脳疾患は通常健康診断では発見できず、早期発見のためには脳健診の受診が有効であります。脳健診は健康保険の適用外となっております。

そこで、今後の労働力確保のためには高齢ドライバーの活用も重要であり、何より健康起因事故の撲滅のためにも業界内における脳健診の需要を把握する必要があるため、下記のとおり【脳健診助成事業】を実施いたします。

記

1. 助成対象

当協会の会員・非会員を問わず、貨物自動車運送事業法第3条または第35条の許可を受けた事業者で、大阪府下に有する営業所に配置した営業用車両のドライバーが、医療機関が実施する脳健診を受診する際、頭部MRI検査と頭部MRA検査をセットで受診した場合において、その費用の一部を助成します。（常時選任運転者以外の方も対象可）

2. 助成金額

受診者1人につき受診費用の半額（上限2万円）とし、1事業者につき最大10回（10名）まで。

3. 助成枠

200万円（助成枠に達し次第打ち切りとなります。）

4. 公募期間

令和3年5月10日（月）～令和4年3月11日（金）

※この期間内に受診及び支払いが完了したものに限り。但し、令和3年4月1日から令和3年5月9日までの間に受診したものについては、公募期間内に限り請求できるものとします。

5. 申請方法

「助成金交付申請書」(様式1-1)に必要事項を記入し、以下の書類と併せて当協会までご提出下さい。なお、申請用紙一式は当協会ホームページよりダウンロードいただけます。

<添付必要書類>

- ① 受診内容明細書(様式1-2)
- ② 脳健診受診証明書(様式2) ※複数名受診の場合は受診者全員分
- ③ 誓約書(様式3)
- ④ 受診料の確認ができる書類(医療機関等の請求書(写)、領収書(写)等)

※申請時にセット受診を確認する書類「脳健診受診証明書(様式2)」の添付を必要としますが、医療機関によっては証明書の発行が有料となる可能性がございますので、受診前に医療機関にご確認下さい。

<参考>

「(一社) 運転従事者脳MR I 健診支援機構」が提携する医療機関での受診であれば、セット受診した場合の費用は一律22,000円(税込)で、複数名受診の場合は事業者にて一括精算することも可能です。また、必要書類での「脳健診受診証明書」(様式2)の添付が不要となります。

↓当事業を利用して申込される方向けの特設ページができました↓

<p>(一社) 運転従事者脳MR I 健診支援機構 <https://www.brainscan.co.jp/lp/daitokyo/></p>

6. 申請先および本件お問い合わせ

一般社団法人大阪府トラック協会 企業振興部

〒536-0016 大阪市城東区鳴野西2-11-2 大阪府トラック総合会館5階

TEL: 06-6965-4036 FAX: 06-6965-4039